

静岡県教育委員会

会議録

平成 24 年度 第 11 回定例

9 月 4 日（火）

静岡県教育委員会委員長 金子容子は、

平成 24 年 9 月 4 日に教育委員会第 11 回定例会を招集した。

- | | | | | |
|---|----------|--------------------|--------------|-----------|
| 1 | 開催日時 | 平成 24 年 9 月 4 日（月） | 開会 | 13 時 |
| | | | 閉会 | 15 時 15 分 |
| 2 | 会 場 | 教育委員会議室 | | |
| 3 | 出席者 | 委 員 長 | 金 子 容 子 | |
| | | 委 員 | 加 藤 文 夫 | |
| | | 委 員 | 溝 口 紀 子 | |
| | | 委 員 | 斉 藤 行 雄 | |
| | | 委 員（教育長） | 安 倍 徹 | |
| | 事務局（説明員） | 寺 田 好 弥 | 教育次長 | |
| | | 杉 本 寿 久 | 事務局参事兼教育総務課長 | |
| | | 田 中 潤 | 事務局参事兼学校教育課長 | |
| | | 鈴 木 啓 之 | 事務局参事兼学校人事課長 | |
| | | 吉 澤 勝 治 | 教育政策課長 | |
| | | 奈良間 一 博 | 情報化推進室長 | |
| | | 石 川 理 恵 子 | 人権教育推進室長 | |
| | | 原 田 揚 一 | 財務課長 | |
| | | 西 川 誠 | 福利課長 | |
| | | 輿 水 まゆみ | 小中学校教育室長 | |
| | | 岩 城 明 | 高校教育室長 | |
| | | 渡 邊 浩 喜 | 特別支援教育室長 | |
| | | 塩 崎 克 幸 | 高校再編整備室長 | |
| | | 活 洲 みな子 | 社会教育課長 | |
| | | 柳 田 恭 一 | 文化財保護課長 | |
| | | 松 田 好 道 | スポーツ振興課長 | |
| | | 中 村 孝 | 静東教育事務所長 | |
| | | 橋 本 勝 | 静西教育事務所長 | |
| | | 谷 野 純 夫 | 中央図書館長 | |
| | | 三ッ谷 三 善 | 総合教育センター所長 | |
| | | 渡 邊 聡 | 学校人事課人事監 | |
| | | 鈴 木 眞 理 | 前県社会教育委員会委員長 | |

4 その他

(1) 第 24 号・第 25 号議案は、原案どおり可決された。

(2) 報告事項 1～7 は、了承された。

【開 会】

委 員 長： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、溝口委員、斉藤委員にお願いする。

【非公開の決議】

委 員 長： 議案の審議に入る前に、本定例会の議案の取扱について諮る。
第 24 号議案及び報告事項 7 は調整中の案件、第 25 号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。
全 委 員： 異議なし。
委 員 長： それでは、第 24 号・第 25 号議案及び報告事項 7 を非公開とする。

【会議の非公開】

委 員 長： ここで会議を非公開とする。

<非>第 25 号議案 教職員の懲戒処分

<非>第 24 号議案 平成 24 年 9 月県議会定例会に提出する議案

<非>報告事項 7 重大な生徒指導事案報告（平成 24 年 8 月 1 日～ 8 月 30 日）

【非公開の解除】

委 員 長： ここで非公開を解除する。

報告事項 1 第 32 期社会教育委員会審議報告

委 員 長： 報告事項 1 頁「報告事項 1 第 32 期社会教育委員会審議報告」について、活洲社会教育課長と鈴木前社会教育委員長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

前社会教育委員長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 社会教育主事の制度が衰退する流れにあるとお聞きしたが、付加価値を付けていくことが大切だと考えるが、なぜ、社会教育主事の制度が愛知や神奈川は衰退したのか。愛知や神奈川は、本県と違って大都市なので地域と密接していないから廃止されたのか。衰退した原因があれば教えてほしい。また、本県ならではの社会教育主事の付加価値をどのように考えているか教えてほしい。

前社会教育委員長： 社会教育主事ではなく、社会教育委員である。社会教育制度は社会教育行政全体の中で、住民の意見を反映させるという仕組みが組み込まれているのだが、社会教育委員しかり、公民館運営審議会という制度もある。様々な形で様々な運営や実際の事業の中に住民の意見を反映させるということが制度的に組み込まれている。かなり、先進的なことをずっとやってきている。そのようなことで、社会教育委員が重要な、社会教

育というのは参加型であり、住民が自ら作っていくものである。新しい公共だと言われている時代でもある訳だが、何も社会教育は新しい公共だと言わなくても、昔からそういうことはやってきた。様々な社会教育の団体があって、他の領域ではNPOが、社会教育の方では社会教育関係団体があり、それに対して社会教育委員が補助金支出について、チェックをするという仕組みができています。本県で社会教育委員をおいておく意味は、何も静岡県だからおいておくという訳ではなくて、やはり、その精神を尊重するかどうかにかかわってくると思うが、おかなくていいことになってしまっているのだが、おくのだったら生涯学習審議会というものが県であるがそれで代替できるそのような仕組みを文科省が作っている。おかなくてもよいのであるが、社会教育委員は必要である。年に1回や2回しかやらないのであればいらないとも言える。我々の報告のように会議で何度も色々な事例を出し合ってこれはこういうところがいいね、これはこういうことが考えられるねとお互い委員が共有しあうことが大切だ。委員は県の社会教育委員をやっているだけではなくて、自分たちのNPOとか、あるいはどこかの学校の教員であるとか、様々な別の側面も持っている。そこでも広がっている。あるいは報告としてこれが出て市町へと広がっていく。そのようなことにもなる訳なので本当は市町で社会教育委員とも連携をする機会があるといい。それも今期はやっている。市町の研修に我々が出て行ったりもしている。そのようなところで考え方を共有していくことが重要だ。幸い、静岡県の場合は市町の社会教育委員会の連絡協議会の会長が県社会教育委員会の副委員長をしており、そことの交流もできた。県がきちんとしていけば、市町もしっかりしていく。

齊藤委員： 子どもを育てるのに学校に任せきりではいけないというのは当たり前のことで、私も小さい頃は近所のおばちゃんとかお年寄りとお付き合ひがあつて育つてきた。学校の先生にお任せすればよいというのは絶対に違う。それは、家庭教育が大切で、しかも地域のコミュニケーションは大切だというのは、教育委員会でもよく話が出ている。神奈川県や愛知県で社会教育委員の制度が無くなってしまったと聞いたが、神奈川県や愛知県こそ、社会教育が必要である。なぜかと言えば、お父さんとお母さんが仕事を持っていて子どもと接する時間が少ない、そういう所こそ必要だと思う。静岡は残していかなければならない。地域のコーディネーターと社会教育主事とあるが、社会教育主事は資格があると資料に書かれているが、例えば、学校の教育を辞めたお年寄りの方が地域の子どもたちに対してそのようなことができないか、そのような活動に対して助成する制度を静岡県は作らなければならぬと感じている。

前社会教育委員長： 家庭教育が大切だというときに1つポイントがあると思うのだが、家庭教育の主体を担う親がどうなるか。子どものことだけではなくて、親をどうするか。親がきちんとしていないといけない。親がいきいきと

過ごせるようにどう支援するか。そこで社会教育の出番だと思う。そのような視点が入っている施策が良いと考えている。

加藤委員： 戦後から随分長い委員会制度だと言うことだが、戦後から現在に至るまで我々が構成している社会そのものが、大きく変質している。学校は意外と変わってなくて、家庭の変化はものすごく大きかったり、地域の変化はものすごく大きかったり、その中で学校は変わらないで学校が追いついてないということもある。それぞれ3つの単位、学校という単位、地域という単位、家庭という単位、それぞれどのような変質をしてしまったのか。昔の話を道徳的にしても仕方がない。おじいちゃんやおばあちゃんがいない家庭が増えたことも仕方がない。専業主婦も少なくなった。昔は農業にしても商業にしても家内的な職業も多かった。世襲的な職業が多くて、農業だったら1つの家族、地域が役割を担っていた、あるいは商店の場合も商店街が1つの役割をもっていた。それがどのように変わってきたのかといえば、いわゆる個人商店主が無くなってしまっただけでチェーン店の雇われ店主みたいな形になって、限りなくサラリーマンと個人事業主が同じものになってしまう。地域の中で会社のような営利組織のほうが地域の中で大きな力を持っていて、そういったものを包含するような地域はなかなか考えられない。例えば、東部であれば東レや東芝機械や矢崎総業のような塊があり、地域としての発信力がある。色々な会社員を含めた地域の横断的な連絡会があるのかと言えない。ないから元に戻るべきだと言っても戻らない。より大きな会社組織によって国自体の組み立てが変わってしまっただけで株式会社国家になっている。そのような状況で教育分野だけ分断されている。それをどうするのかを考えて、1つの具体的な背策を提言できるようなところまでいくと、愛知県でも神奈川県でも残ると思う。必要であることを発信していかなければならない。

委員長： いじめの対応は連携が必要で、社会総がかりで取り組まなければならないという言葉が飛び交っているが、実際どのように行うのかと言えば、学校が中心に行うということになる。私は鈴木前委員長が言ったように大人の教育も非常に大切に保護者が中心になるがそれだけではなくて、社会人全体が英国に住んだことがあるが、非常に骨太の社会教育が仕組として教育行政として構築されていて安定した意識の醸成のような安定感が国民にあった。それは言葉だけではなくて、行政の仕組として体制が構築されている。それが変わらず継続していることを実感している。今回の審議報告の概要を見たり、鈴木前委員長の著書を読ませてもらったりして、それと重なるところがあるのだが、今回の提言は、そのような言葉のみならず、社会教育行政の施策の実際が浮かんでくる報告書である。全体として静岡県の社会教育行政の骨太の仕組を立ち上げていくか、その端緒となる報告書であると感じ、ありがたく思う。

委員長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)
委 員 長： 報告事項1を了承した。

報告事項2 平成26年度に開校する新構想高等学校の校名選考

委 員 長： 報告事項2頁「報告事項2 平成26年度に開校する新構想高等学校の校名選考」について、塩崎高校再編整備室長より説明願う。

高校再編整備室長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項2を了承した。

報告事項3 学校給食食材の放射能測定

委 員 長： 報告事項3頁「報告事項3 学校給食食材の放射能測定」について、田中学校教育課長より説明願う。

学校教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 学校給食モニタリング事業は静岡産の食材も含まれているのか。

学校教育課長： 1人分の給食食材全てを1週間分ミキシングして精密検査を行う。したがって、県内産の食材も含まれている。

加 藤 委 員： 対象食材を生産県ごとに分けるのはわかるが、過去の事例を見ると産地偽装がたくさんあるので必ずしも正直に産地が書かれている保障はない。実際には食材だけではなく、提供する給食そのものの検査もするので偽装があればわかる仕組みにはなっているのだろう。

学校教育課長： 流通業者と取扱業者との信頼関係がある。

加 藤 委 員： みんな信頼していたのに騙されている。

学校教育課長： モニタリング事業は産地が関係なく、全てを検査の対象としている。

溝 口 委 員： モニタリング事業は料理したものをミキシングするのか。それで、検出できるのか。

学校教育課長： 出るかどうかはわからないが、かなり精密に測定できる。微量だが継続して検査を実施することが大切である。

委 員 長： その他、質疑等はあるか。

全 委 員： (特になし)

委 員 長： 報告事項3を了承した。

報告事項4 「わたしの主張2012」静岡県大会結果報告

委 員 長： 報告事項4頁「報告事項4 『わたしの主張2012』静岡県大会結果報告」について、活洲社会教育課長より説明願う。

社会教育課長： <報告事項についての説明>

委 員 長： 質疑等はあるか。

加 藤 委 員： 東高西低である。静岡と比較して静岡の方が生徒数は多いのか。

社会教育課長： 生徒数の問題ではなく、市大会を開催するなど力を入れている市が

東部地区には多く、当然その市からの応募は多くなる。

加藤委員： 静西にも同じように取り組んでもらえるよう働きかけはしているのか。

社会教育課長： 来年度は静東・静西地区大会を大会形式ではなく、作文審査にしようと考えている。その代わりに、市町で事前の大会でも事後の発表でも良いので地元に戻元する場を作っていたいただきたいとお願いしているところである。地元の生徒の作文を地元の方に聞いてほしいと考えている。

委員 長： その他、質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項4を了承した。

報告事項5 第17回静岡県民俗芸能フェスティバル

委員 長： 報告事項5頁「報告事項5 第17回静岡県民俗芸能フェスティバル」について、柳田文化財保護課長より説明願う。

文化財保護課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

全委員： (特になし)

委員 長： 報告事項5を了承した。

報告事項6 不祥事根絶に向けた1学期の取組

委員 長： 追加報告事項1頁「報告事項6 不祥事根絶に向けた1学期の取組」について、杉本教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

委員 長： 質疑等はあるか。

溝口委員： 非常に丁寧な取組をしているのにも関わらず、不祥事が起きてしまったが、だからといって何もしないでよいのではなく、このような取組をしているからこそ最低限の不祥事で治まっていると考えてあきらめずに根気強く続けてほしい。

斉藤委員： 研修というのは、そのためだけの研修ではなく、職員会議の前後に集まってもらおうということか。

教育総務課長： 6月は強化月間ということで特に研修に取り組んでもらった。継続して行うことを第一と考え、職員会議の後や朝の打合せなど少しの時間でも話をするようお願いをしている。

斉藤委員： 大げさにやるのではなく、短時間でもよいから頻繁に行うことが大切。

教育総務課長： 時々は集中的に行うことも必要なので6月はそのようにした。

加藤委員： これまで起きた不祥事について議論していると、個人の資質に由来しているものが多いので、全体的な取組の中で特異な個人の資質を矯正できるかどうかは難しい問題だと感じている。ただし、一般的な教員が不祥事にまで至らないけれども問題行動に近い行動になることを防げれば、それはそれで学校全体の雰囲気は良くなると思うので極端に出てきたものが不祥事として取り扱われるのだが、極端な数値自体はなかなか減らないかもしれないが、続けていく必要があると思う。

- 教育総務課長： 研修を繰り返すことによって教職員の意識の中で駄目なことは駄目だと浸透していくと考える。とにかく続けていくことが大切である。
- 委員 長： 不祥事根絶に向けた取組は継続的に真摯に行い、しかし、子どもたちに対する教育については、自信を持って元気に、そして真摯に、前向きに行ってほしい。
- 委員 長： その他、質疑等はあるか。
- 全委 員： (特になし)
- 委員 長： 報告事項6を了承した。

【閉会】

- 委員 長： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 24 年度第 11 回教育委員会定例会を閉会とする。